

⑮笠間市立小中学校学区審議会（第10回）を開催

日時 11月22日（火）午後7時

場所 笠間公民館 2階会議室

内容 学校の適正配置について

傍聴受付 会場の都合上、11月21日（月）午後5時までに申し込みください。

申・問 学務課 教育企画室（内線373）

⑯猫の飼い方について

人と猫とが共存でき、猫が及ぼす弊害や飼い主のいない猫を減らして誰もが快適に暮らせる街にしましょう。

①飼い猫か野良猫の区別をするために首輪などをつけ、飼い主の名前と連絡先を明記しましょう。

保護されても、飼い主がわからないために別の方に飼われたり、動物指導センターへ引き渡されたりしてしまうこともあります。

身元表示のポイントは、猫の名前だけでなく飼い主の名前と連絡先を明記することです。

また、マイクロチップがつけてあれば、万が一首輪が抜けてしまっても身元がわかり、迷子防止に非常に有効です。マイクロチップは、動物病院でつけられますので病院へ相談してください。

②自宅敷地内で飼育をしましょう。

交通事故や感染症から猫を守るために、自宅敷地内で飼育してください。また自宅以外の他人の土地でふん尿をした場合、周囲に迷惑をかけてしまいます。自宅や敷地内に猫トイレを作り、そこにふん尿をするしつけをしましょう。

③小さな命を大切にしましょう。

動物を捨てることは、動物愛護法に違反する行為です。

予期せぬ繁殖をして不幸な命をなくすためにも、避妊・去勢手術をしましょう。

問 環境保全課（内線125）

⑰12月4日～10日は人権週間です

昭和23年12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日から同月10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動を行っています。

一人一人はみな違いますが、人権はすべての人に平等に保障されています。しかし、自分の人権を主張するだけでは、他の人の人権を侵害することもあります。

人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

【平成23年度啓発活動重点目標】

「みんなで築こう 人権の世紀～考えよう相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」

【強調事項】

○女性の人権を守ろう

○子どもの人権を守ろう

○高齢者を大切にすることを育てよう

○障害のある人の完全参加と平等を実現しよう

○部落差別をなくそう

○アイヌの人々に対する理解を深めよう

○外国人の人権を尊重しよう

○H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう

○刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

○犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

○インターネットを悪用した人権侵害をやめよう

○ホームレスに対する偏見をなくそう

○性的指向を理由とする差別をなくそう

○性同一性障害を理由とする差別をなくそう

○北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

○人身取引をなくそう

問 社会福祉課 人権同和対策室（内線157）

⑱平成23年度 歳末支援金をお渡しします

歳末たすけあい募金は、歳末の時期に支援を必要としている方々が、明るく新年を迎えられるよう、みんなで支えあうことを目的とした募金です。

集められた募金を歳末支援金として下記の条件に該当する方に、お渡しします。対象となる方は、申請してください。（代理申請も可）

申込期間 11月14日（月）～28日（月）※土日、祝日は除きます。

対象者	条件
母子・父子世帯	母子・父子世帯で小・中・高校生までの子どもがいる世帯
身体・知的障がい児世帯	20歳未満で身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㊦・A所持者（平成3年12月2日以降に生まれた方）
寝たきり高齢者世帯	70歳以上で要介護認定4・5の寝たきり状態の方がいる世帯（昭和16年12月1日以前に生まれた方）
ひとり暮らし高齢者世帯	70歳以上でひとり暮らしをしている世帯（昭和16年12月1日以前に生まれた方）
里親世帯	里親登録を受けて子どもを療育されている世帯

※基準日は12月1日とします。

※印鑑を持参の上、申請してください。2つ以上の該当がある場合でも申請はいずれか1つとなります。電話での受付はしません。

※生活保護法による保護を受けている世帯や、施設入所または長期入院中（6か月以上）の世帯は対象になりません。

※申請者については、審査があり、一世帯3,000円の支援金です。

申・問 茨城県共同募金会 笠間市支会 本所・友部支所 TEL 0296-77-0730
笠間支所 TEL 0296-73-0084 岩間支所 TEL 0299-45-7889

⑲「犯罪被害者週間」について

「被害者の 悲痛な気持ちに 時効なし」

11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です。この期間を中心に、犯罪被害者やその家族に関わる各機関が集中的に啓発活動を行い、その活動を通じて、「犯罪被害者が置かれている現状」や「不慮の犯罪によってなされ、傷つけられた犯罪被害者等の生活の平穏を取り戻すため必要な社会全体の配慮」について国民の理解を深めることを目的としています。

◆性犯罪被害窓口相談について

性犯罪（強姦、強制わいせつ等）の被害に遭われて一人で悩んでいる方、まずは電話にてご相談ください。

＜性犯罪被害者相談「勇気の電話」＞

※女性カウンセラーが対応します。

電話番号 029-301-0278

日時 月～金（祝日、年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

問 警察本部警務課犯罪被害者支援室
TEL 029-301-0110
笠間警察署警務課被害者支援係
TEL 0296-73-0110

⑳戦後強制抑留者の皆さんへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。

対象 旧ソ連邦またはモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有する御存命の方

※特別措置法施行日（平成22年6月16日）以降に亡くなられた方の相続人は請求できますが、施行日前に亡くなられた方のご遺族等は、対象となっていません。

受付期間 平成24年3月31日まで

※まだ請求されていない方はお急ぎください。請求期間内に特別給付金の支給の請求をしなかった場合には、支給されません。※請求書をお持ちでない方は、請求書類をお送りしますので、至急、お問い合わせください。

※すでに特別給付金を支給された方は、再度の請求はできません。

問 独立行政法人平和祈念事業特別基金 事業部特別給付金担当
0570-059-204（ナビダイヤル）
（IP電話・PHSからは03-5860-2748）
受付時間 平日の午前9時～午後6時
（土日、祝日は除く）